

外為法手続のオンライン提出のお願いについて

- 弊省所管の外国為替及び外国貿易法(外為法)に基づく報告・届出手続は、現状、一部の手続を除き、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」(日銀外為法オンライン)にてオンライン提出が可能です
- 手続者の利便性向上や効率的な行政事務実現の観点から、今後、財務省オンラインシステムを新たに開発し、弊省所管の全ての外為法手続について、オンライン提出を可能とする予定です
- 同システムは、**令和10年4月に稼働予定であり、同システムと既存の日銀外為法オンラインで受け付ける手続は、以下のとおり**です

財務省オンラインシステム	日銀外為法オンライン
○対内直接投資等(届出・報告)【日銀外為法オンラインより移管】 ○対外直接投資に関する届出※【新規】 ※対外直接投資に関する報告は、引き続き日銀外為法オンライン ○許可申請【新規】 ○特別国際金融取引勘定に関する申請・届出【新規】 ○居住性の認定申請等その他のあらゆる手続【新規】	○左記以外の以下の報告 支払等報告、資本取引報告、 外国為替業務に関する事項の報告、 内部留保の報告、別途通知等外為法 55条の9に基づく全ての報告

※日銀外為法オンラインの詳細は日本銀行 HP (<https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/index.htm>) を参照

- 全ての外為法手続は、令和10年4月以降、原則オンライン提出をお願いします**。なお、以下の場合には、例外として、従来どおり郵送等で書面提出が可能です

- ✓システムや回線の障害、災害等のやむを得ない事情がある場合
- ✓原則オンライン化を認識していない手続者・代理人から書面で提出された場合
- ✓非居住者が手続者の場合(ただし、この場合であっても、居住者代理人による手続は原則オンライン)

- 原則オンライン提出に向け、必要な社内手続等を進めるようお願いいたします。既存の日銀外為法オンラインで提出可能な報告等は、令和10年4月を待たずに※、準備が整い次第、オンライン提出にご協力をお願いします

※「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第3)については、令和9年1月以降、既存の日銀外為法オンラインとは別に、スマートフォン等でのオンライン提出が可能な「様式3スマート報告」のサービスを日本銀行が提供予定です。個人の方や報告頻度が少ない法人の方は、当該サービスを用いてオンライン提出して頂くことをお勧めします。

- 送金取扱金融機関やそのお客様におかれましては、「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第3及び第4)について、**金融機関がお客様の代理人として書面提出している場合があります**。オンライン提出の実現に当たっては、報告漏れや二重報告がないよう、両者において十分に調整の上、オンライン提出をお願いします

財務省所管の外為法手続を
書面で行っている方



オンライン提出
に向けた諸準備



**令和10年4月以降、
オンライン提出を実現**

【お問い合わせ先】

(原則オンライン提出、財務省オンラインシステムについて)

財務省国際局調査課外国為替室 TEL 03-3581-4111 (内線 6186)

(日銀外為法オンライン、様式3スマート報告の利用手続関連)

日本銀行国際局国際収支課 TEL 03-3277-1504